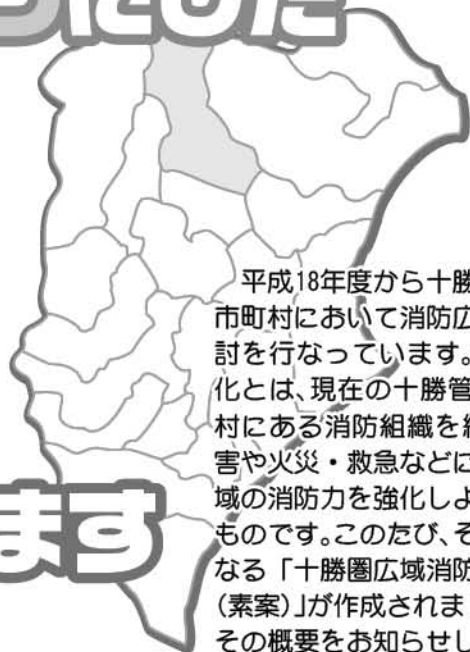




十勝をひとつにした 消防の 広域化を 検討しています



平成18年度から十勝管内の19市町村において消防広域化の検討を行なっています。消防広域化とは、現在の十勝管内の市町村にある消防組織を統合し、災害や火災・救急などにおける地域の消防力を強化しようとするものです。このたび、その骨格となる「十勝圏広域消防運営計画(素案)」が作成されましたので、その概要をお知らせします。



消防広域化の背景

消防は、自治体ごとの消防組織として発展してきましたが、自動車社会の到来とそれに伴う救急業務をはじめとする消防に対する住民ニーズが高まり、昭和40年代半ばに第1次の広域化が全国的に実施されました。

少子高齢化が進展する中で、救急業務の高度化・専門的な救助技術の養成など災害等における地域の消防力の強化を図るため、国は平成18年に消防組織法を改正し、管轄人口を概ね30万人とする消防広域化を推進すべきとの指針を示しました。

これに基づき、各都道府県は、消防広域化推進計画を策定したことから全国の市町村で広域化の検討が行われてきています。

十勝における消防広域化の検討組織

十勝における消防広域化については、平成18年に設置された「十勝圏広域連携推進協議会」において検討作業が行われてきました。その後、具体的な検討組織として、「十勝圏複合事務組合」の中に専門職員を配置した「消防広域推進室」を設置し検討作業が進められてきました。

? 十勝圏複合事務組合とは

十勝圏複合事務組合は、十勝管内19市町村が設立した組織で地方自治法に基づく一部事務組合です。地域住民に対する行政サービスの向上のため以下の事務を共同で行っています。

- 広域の地方振興計画・事業の実施
地方振興に結び付くソフト事業のほか広域行政・連携のための調査研究
- 帯広高等看護学院の運営
地域の保健医療に貢献する看護師を養成
- 十勝教育研修センターの運営
学校教育及び社会教育関係者の専門的な研修を実施
- 十勝市町村税滞納整理機構の運営
市町村税滞納金の広域的な共同徴収

現在の十勝の消防組織



〈消防本部名〉
 帯広市消防本部
 北十勝消防事務組合消防本部
 西十勝消防組合消防本部
 南十勝消防事務組合消防本部
 東十勝消防事務組合消防本部
 池北三町行政事務組合消防本部

〈構成市町村〉
 帯広市
 音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町
 清水町・芽室町・新得町
 広尾町・大樹町・更別村・中札内村
 幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町
 本別町・足寄町・陸別町

十勝における消防広域化の検討経過

これまでに、「消防広域推進室」での検討作業とともに市町村、各消防本部及び各消防署において消防広域化に向けた課題などの整理を行い、市町村議会に説明協議する中で検討を進めてきています。

消防広域化にあたっては、市町村における現在の消防力を低下させないことが確認されています。

また、消防広域化による効果（メリット）としては以下の点があげられます。

- ① 指令業務の一元化と高機能化による現場到着時間の短縮
- ② 直近署所からの出動による現場到着時間の短縮
- ③ 大規模な事故や災害の際における初動体制の強化
- ④ 大規模災害時における統一的な指揮下での効果的な部隊運用
- ⑤ 高機能指令センター整備による通信指令業務の高度化
- ⑥ 高度な資機材等の計画的かつ効果的な整備
- ⑦ 組織の統合による幅広い人材の活用と消防署員の研修体制の充実
- ⑧ 組織統合及び通信指令業務の一元化による財政負担の軽減
- ⑨ 国の基準改正により、平成28年5月までに消防無線のデジタル化を実施しなければならぬが、その整備費用に多額の費用を必要とする。消防を広域

化することによりデジタル化のための整備費用の大幅な低減が可能となる。

⑩ 高機能指令センターを共同整備することにより通信指令業務の一元化と整備費用の大幅な低減が可能となり、通報場所を特定できる位置情報通知機能などの指令業務の高度化が可能となる。

十勝圏広域消防運営計画（素案）における広域化した消防の姿

広域消防運営計画は、消防法に基づき、消防広域化しようとする市町村が市町村間の協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画として作成することとなっています。

十勝圏広域消防運営計画（素案）での広域消防スタート時の姿は次のようになっています。（主要なものを記載）

- ① 広域化の時期 平成28年4月1日
- ② 広域化の方式 一部事務組合（十勝19市町村で構成する新たな消防組織）
- ③ 名称 とかち広域消防事務組合
- ④ 組合事務所 位置は現在の帯広市消防本部
- ⑤ 議員定数 38名（各市町村の配分 均等割＋人口割）
- ⑥ 執行機関 管理者は帯広市長、副管理者は18町村長及び帯広市副市長
- ⑦ 消防本部

位置は現在の帯広市消防本部、名称は「とかち広域消防局」

⑧ 消防署所の配置 現行のまま広域消防に引き継ぐ（支署は署に変更）

⑨ 経費負担 ○本部経費

市町村均等割20% 人口割80%

○署所経費

管轄市町村の負担

ただし区域外出動分は共通経費から実態に応じて配分

⑩ 消防団との関係

現行の組織体制を継続し、広域化の対象外とし、原則として広域的な活動は行わない。消防組織と消防団は密接な連携が必要であるため、これまでどおり消防団の業務を行えるように消防署員を市町村職員に併任する。

⑪ その他 以上のほか組織、職員の処遇などの詳細を定めています。



消防広域化に関する 住民説明会

を開催します

十勝管内の市町村にある消防組織を統合する消防広域化の検討状況と「十勝圏広域消防運営計画（素案）」の内容について、下記により町民のみなさんを対象に説明会を開催いたします。

■日時 平成26年1月10日(金)

19:00～

■場所 山村開発センター第2研修室

※参加を希望される方は当日会場までお越しください。

ご意見ください！

十勝19市町村の住民のみなさんへの
パブリックコメント

十勝圏広域消防運営計画(素案)

①意見等募集期間

12月27日(金)～平成26年1月26日(日)

※郵送の場合は当日必着

※持参の場合は、閲覧時間内



②十勝圏広域消防運営計画(素案)の閲覧場所及び閲覧時間

- ア 上士幌町役場総務課窓口(契約防災担当)
休日(土・日・祝日・年末年始)を除く8:30～17:15
- イ 上士幌消防署窓口 8:30～17:15
- ウ 十勝圏複合事務組合 消防広域推進室窓口 (帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所7階)
休日(土・日・祝日・年末年始)を除く8:45～17:30
- エ 十勝圏複合事務組合ホームページ(消防広域推進室) <http://www.tokachiken.or.jp/>
(帯広市役所7階 ☎0155-65-4199)

③意見等提出方法

- ア 電子メール、ファックス、郵送、持参でお寄せください。
(電話による意見の提出はできません。)
- イ 提出様式は任意ですが、案件名、住所、氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び代表者名)を記載してください。
※閲覧場所に意見等の提出書様式があります。
- ウ 電子メールによる提出の場合は、十勝圏複合事務組合ホームページからダウンロードできる所定の様式以外の添付ファイルの使用はご遠慮ください。

④意見等の提出ができる方

十勝管内にお住まいの方か通勤・通学をしている方が対象となります。

⑤意見等提出先

- ア 持参の場合
上士幌町役場2階 総務課契約防災担当
上士幌消防署
- イ 郵送の場合
080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市役所7階
十勝圏複合事務組合 消防広域推進室
- ウ ファックス
十勝圏複合事務組合 消防広域推進室
☎0155-23-3304
- エ 電子メール
十勝圏複合事務組合 消防広域推進室
shinko1@tokachiken.or.jp

※お問い合わせは、総務課契約・防災担当(内線236)高嶋、高田まで

この度、平成25年12月1日付で民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、新任5名を含む19名の方が「厚生労働大臣」及び「北海道知事」から委嘱状を交付されました。また、あわせて「上士幌町社会福祉協力委員」の委嘱状も交付いたしました。

◆民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員・児童委員は、それぞれ民生委員法、児童福祉法によって設置された、地域住民を支援する身近な相談員です。地域の相談者として、災害弱者の安否確認や支援体制づくり、児童虐待やいじめなどの児童問題にも関係機関と連携を図り、相談や支援の活動をおこなっています。

日常生活の中で「いったい誰に、どこに相談したらよいのか」とお困りのときは、担当地域の民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。相談の秘密は守られます。

12月1日一斉改選

民生委員

児童委員

は、いつもあなたのそばにいます

※詳しいお問い合わせは、保健福祉課福祉担当(内線142)浅井まで

◆平成25年度民生委員児童委員名簿(任期:平成25年12月1日～平成28年11月30日)

(敬称略)

- ①担当区
- ②氏名
- ③住所
- ④電話

	①1区 ②馬場美子 ③15区 ④2-2904		①2区・3の1区・13区 ②齊藤博子 ③1区 ④2-4320		①3の2区 ②齋藤美恵子 ③3区 ④2-2608
	①7の1区 ②吉田守 ③7区 ④2-3874		①7の1区・7の2区 ②水越シゲ子 ③7区 ④2-2422		①4区・5区・8区 ②老月智恵 ③4区 ④2-3195
	①10の1区 10の2区 ②石川裕子 ③10区 ④2-3246		①10の1区・10の2区・14区 ②木村榮子 ③14区 ④7-7205		①11の1区 ②伏見二三子 ③11区 ④2-3761
	①6区・11の1区 12区 ②江波戸礼子 ③11区 ④2-3187		①17区・北居辺 ②菅原慎一 ③北居辺 ④2-4490		①萩ヶ岡清水谷 ②長屋晴夫 ③萩ヶ岡 ④2-4326
	①北門・東居辺 ②高橋義一 ③北門 ④2-4405		①ぬかびら・幌加・三股 ②河田充 ③ぬかびら ④4-2033		①全区 ②西田留里子 ③11区 ④2-4757 ●主任児童委員
					①全区 ②小林広子 ③2区 ④2-4693 ●主任児童委員

●子育てや不登校いじめ、虐待など児童に関する相談を専門に担当

退任5名の方に厚生労働大臣及び北海道知事感謝状伝達

平成25年11月30日付で任期満了により退任された5名の方に対し、厚生労働大臣及び北海道知事から感謝状が贈られました。また、北海道民生委員児童委員連盟より、退任慰労品として、楯も贈呈されております。



▲左から嶋木さん、馬場さん、西原さん、関口さん



▲瓦井さん

馬場敏美さんに(永年勤続民生委員児童委員表彰) 全国民生委員児童委員連合会長表彰

通算で17年以上務められた馬場敏美さん(6期18年)が、長年の民生委員としての活動が認められ、全国民生委員児童委員連合会長表彰を受賞されました。



▲馬場さん